

緊急事態宣言発令に伴う企業団の業務体制について

当企業団では、ライフラインを担う事業体として、水道水の安定供給を継続していく責務を守るため、業務に支障が生じないように、職員の感染防止に万全を期して参りました。

今般、新型コロナウイルス感染症のまん延状況等を踏まえ、内閣総理大臣から、神奈川県を含む7都府県を対象に「緊急事態宣言」が昨日（4月7日）、発令されました。

そのため、さらに職員の感染防止を強化すると共に、事業継続のバックアップ要員を確保することを目的に、本日（4月8日）から、全職員を2班に分けた勤務体制に移行いたしました。

県民・市民の皆さま及び当企業団来訪者の方々には、ご不便をおかけいたしますが、引き続きご理解、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

以 上

令和2年4月8日

新型コロナウイルス感染症対策本部
本 部 長 黒 川 雅 夫